

Ⅶ章 第１期俱知安町成年後見制度利用促進基本計画

１「成年後見制度利用促進基本計画」とは

高齢社会の進展とともに、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみの世帯、障がい者の子と高齢の親などの世帯が増えるなかで、このような人々が医療・介護・福祉等生活の基本となることが必要になるサービスを適切に利用できない状況がないよう、地域で支えることが必要になってきています。

成年後見制度とは、このような判断能力が不十分で、本人の権利行使や権利を守り実現することが困難な人々に、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意思や尊厳を尊重し、本人の権利行使等を支援する制度のことです。

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づく計画で、本町の成年後見制度の利用促進に関する基本的な方針を定めるものです。平成30年（2018年）に業務が開始された俱知安町成年後見支援事業（生活サポートセンター）における取り組みなどを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指した計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（市町村の講ずる措置）

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法に基づき、国においても成年後見制度の利用の促進の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項としてされており、本町においても、地域福祉計画の基本理念と基本方針のもと、「倶知安町地域福祉計画」の中に位置づけることとしました。

3 成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する現状

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

成年 後見 制度	類型		概 要	低 判断能力 高
	後 見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。		
	保 佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。		
	補 助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。		
	任意 後見 制度	本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理等してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になったときにその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。なお、任意後見契約がスタートするときには、家庭裁判所に申立てを行い、「任意後見監督人」が選任されます。		

(国の状況)

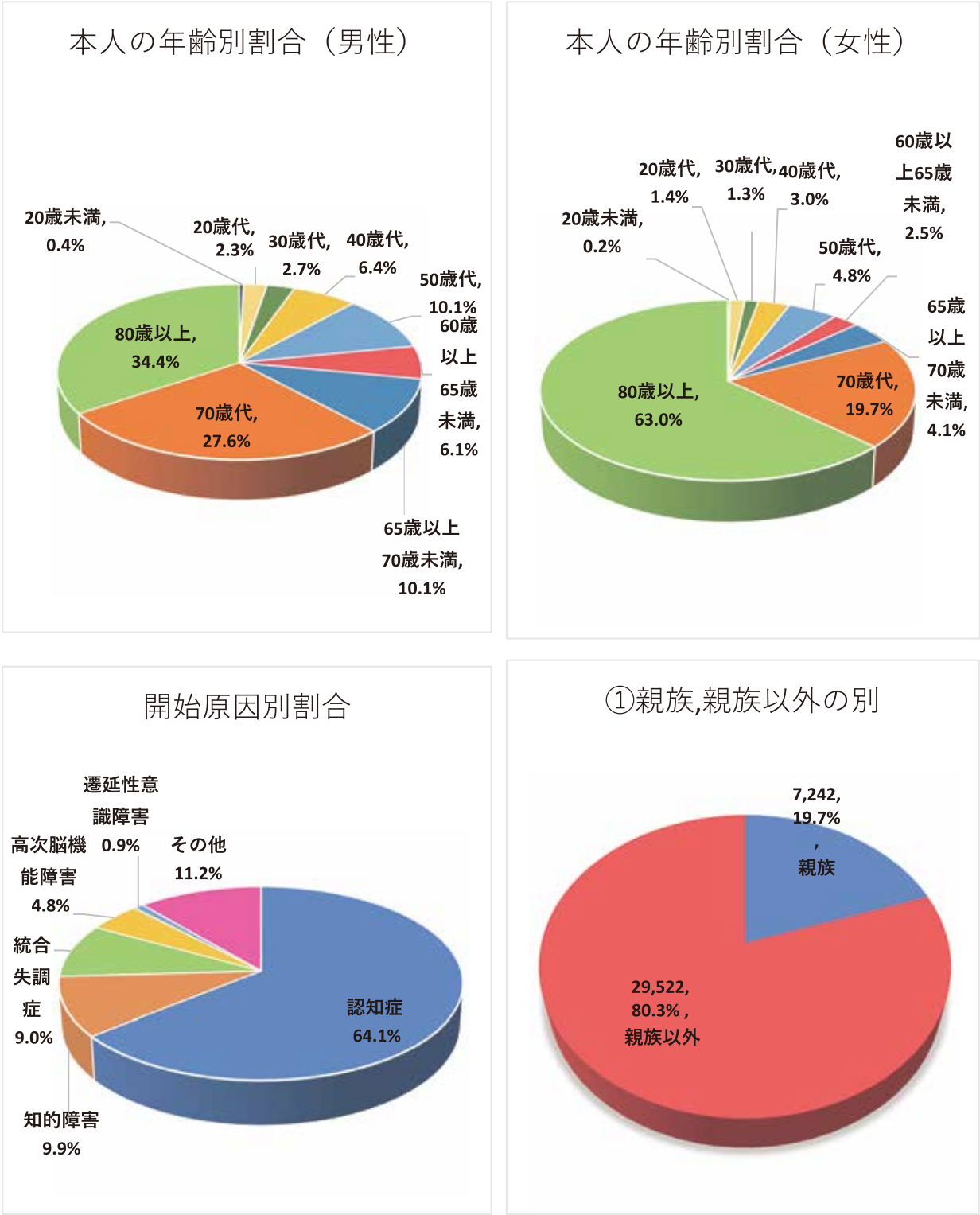
国は、平成28年（2016年）5月、身上保護を要する人や財産管理等に支障がある人を支援するための重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、制度利用の促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めた成年後見制度利用促進法を施行しました。

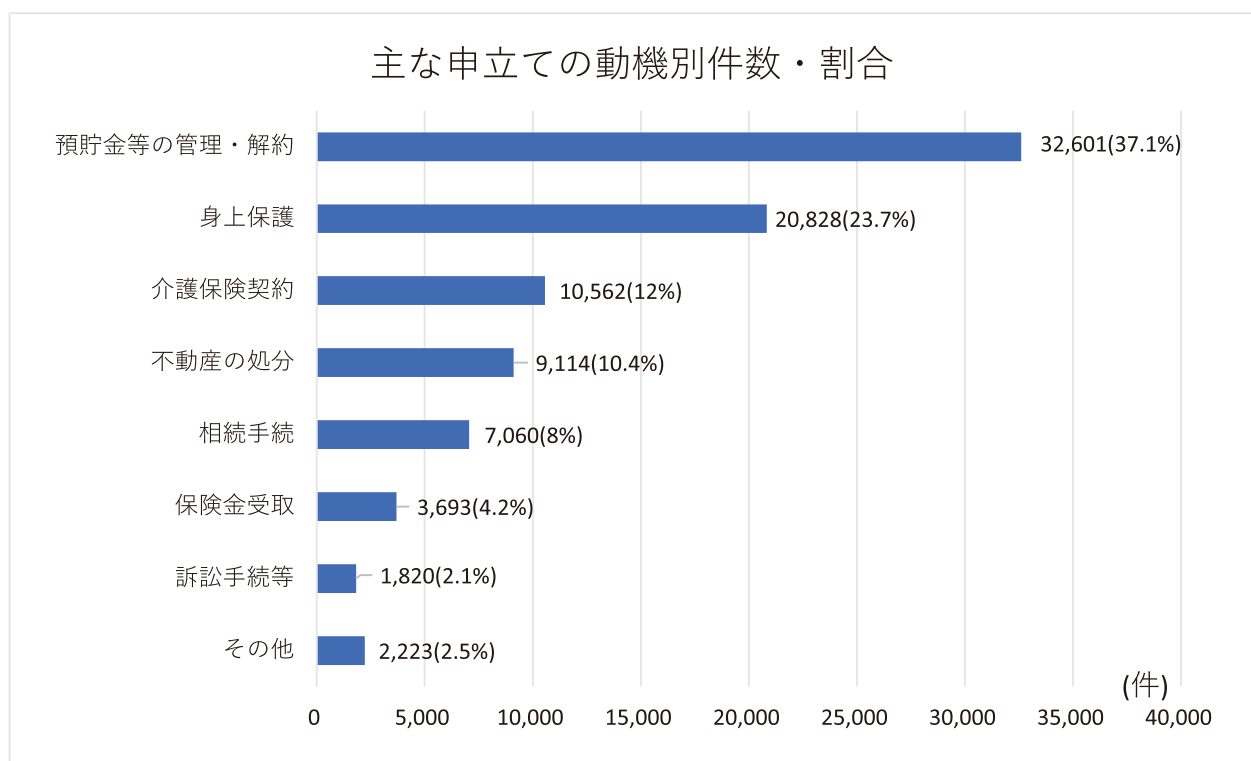
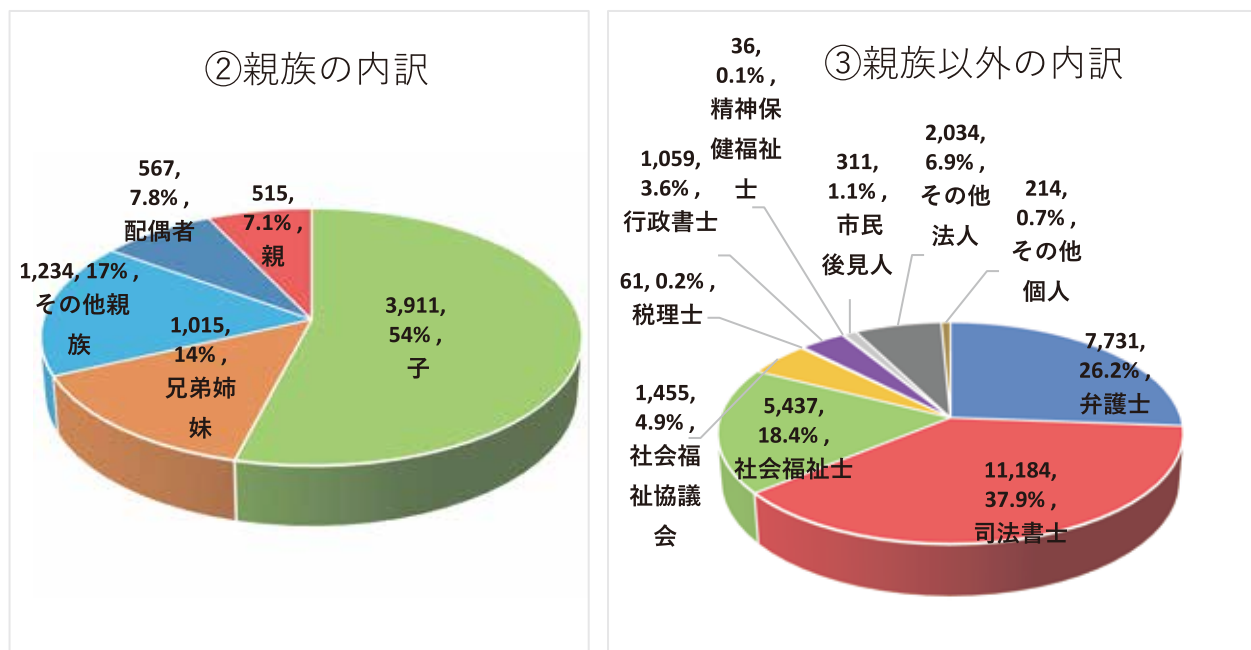
成年後見制度利用促進法では、市町村の区域において、成年後見制度の理念の下に成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、併せて制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることと規定されました。

国の基本的な考え方（成年後見制度の理念）

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意志決定の重視と自発的意思の尊重）
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

◆令和2年(2020年)における成年後見関係事件の概況





(出典:最高裁判所事務総局家庭局, 成年後見関係事件の概況-令和2年)

(町の状況)

令和2年において、町の要支援・要介護高齢者は735人、知的障がい者は132人、精神障がい者は112人と、ともに減少せずにはほぼ横ばいとなっており、他方では、高齢者の単身世帯数は、増加傾向にあり、町等への相談内容についても、知的・精神障がい者の親からの「親亡き後」の心配や認知症関連の相談が増加してきております。

町の要介護等認定者に占める認知症高齢者(「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以

上の高齢者）は、令和２年（2020年）時点で283人であり、65歳以上の人口3,759人に対して、高齢者のおおよそ13人に１人が認知症という状況ですが、令和22年（2040年）には、10人に１人が認知症になる可能性があります。

・ 成年後見利用表 (令和３年10月時点単位：人)

区 分	日常生活自立支援事業	成年後見制度事業			
		後見	保佐	補助	うち町社協受任
日常生活自立度（要介護度）注）	2	12	9	1	2
精神障がい	2				2
知的障がい					
その他					
合 計	4	22			4

（注）日常生活自立支援事業は、成年後見制度に移行するまでの間を支援する福祉サービス

・ 認知症高齢者の日常生活自立度判定一覧 (単位：人)

ランク	判定基準	令和２年			令和元年		
		男性	女性	計	男性	女性	計
自立		36	81	117	19	48	67
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	32	83	115	45	118	163
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	0	0	0	0	0	0
II a		25	37	62	31	66	97
II b		25	54	79	27	59	86
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	0	0	0	0	0	0
III a		19	48	67	23	61	84
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	9	14	23	2	18	20
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	13	29	42	7	17	24
M	著しい精神状態や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	4	6	10	0	1	1
総 計		163	352	515	154	388	542
日常生活自立度Ⅱ以上の小計		95	188	283	90	222	312

（出典：町福祉医療課）

◆「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、介護保険制度の要介護認定で用いる指標のひとつです。この指標は、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的かつ短時間で判断できるように作成されたもので、自立、Ⅰ、Ⅱ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mの８段階があり、それぞれの判断基準が定められています。

・精神障がい、知的障害の再掲表

(単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
療育手帳 所持者 (人)	重 度	43	43	44	44	41	42
	軽 度	76	68	74	81	83	90
	総 数	119	111	118	125	124	132
精神障害者保健福祉 手帳所持者		124	114	106	115	110	112
	公的負担を受 け通院者	207	198	189	191	195	195

(出典：第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画)

(2) 成年後見制度に関する諸課題

町においては、平成27年(2015年)度から山ろく7カ町村をエリアとする成年後見制度利用促進や啓発研修に関する広域協定を結び、現在も京極町が事務局となり羊蹄山ろく権利擁護体制運営協議会が開催されています。

また、平成30年(2018年)度から、成年後見支援事業(生活サポートセンター事業)を町社協へ事業委託しております。

現在の町では、本人をはじめ、家族や近隣住民、ケアマネージャー等支援者などの成年後見に関する知識が不十分なために、権利擁護に関する支援が必要な人が制度を利用することが出来てない可能性があるため、権利擁護を必要とする人を発見・支援につなげる体制を整備する必要があります。

成年後見制度の利用について、「利用したい」と回答した方が20%で、以外の方が80%ですが、その4割が「制度がわからない」としており、制度への認知度が低い状況です。認知度が上がることで積極的な制度利用へ繋がることから、広報・啓発活動を実施していく必要があります。

4 施策の推進の基本的な考え方

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークを目指し、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みの構築について検討し、介護保険法に基づく地域における「協議会」等の設置に関わり取り組んでいきます。

(2) 中核的な機関の役割と分担

国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要で、市町村での設置が望ましいとされ、地域の状況に応じて柔軟な実施が期待されています。

中核機関の具体的機能については、広報機能、相談機能、利用促進(マッチング)機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能としています。

町と生活サポートセンター事業の受託機関である町社協と共同で中核機関を設置しており、今後は機能強化を図っていきます。

(3) 成年後見制度の利用促進と広報体制の整備

判断能力が不十分な方が適切に制度を活用できるよう、支援につなげることの重要性や制度活用の有効性等について、住民や従事する関係職員等への周知啓発、利用促進を図るための研修会の実施等、制度の利用促進の強化を効果的に進めます。

さらに、必要に応じて町社協が実施している「日常自立支援事業」の利用勧奨を行います。また、市民後見制度の導入・養成についても関係機関と協議し、後見人の担い手育成について検討を進めます。

(4) 成年後見制度の利用が困難な方への支援

町では、成年後見制度利用支援として、高齢者、知的障がい者、精神障がい者の要支援者等の自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者や生活保護法に規定する被保護者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費の助成を引き続き進めます。

5 住民、関係団体、町、町社協の役割

地域住民	・ 成年後見制度を含む権利擁護関連事項への関心と住民向け講座等への参加による知識の習得
関係団体	・ 居宅介護支援事業所等は、地域の権利擁護ニーズの把握と支援が必要な人に対する適切な相談窓口へのつなぎ
町、町社協	・ 成年後見制度の利用が必要であるのに、申立てや報酬の支払いが困難なために利用に結び付かない人への支援 ・ 市民後見養成事業による受講者登録と受任調整の促進 ・ 関係機関と情報・認識を共有すること

6 成年後見制度利用促進の取り組みと数値等目標

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

数値等目標		
現状	中間	最終
既存のネットワークの課題抽出	地域連携ネットワークにおける個別事案の検討	地域連携ネットワークにおける個別支援の実施
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	

(2) 中核的な機関の役割と分担

数値等目標		
現状	中間	最終
町と受託機関それぞれ中核機関として各機能確認のための定時懇話会の開催	広報機能、相談機能、利用促進（マッチング）機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能	継 続
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	

(3) 成年後見制度の利用促進と広報体制の整備（啓発と周知）

数値等目標		
現状	中間	最終
・ 成年後見事業の制度利用率 8% ・ 市民後見人養成研修受講者数 17名 ・ 日常自立支援事業利用者数 4 名	・ 制度利用率 10% ・ 研修受講者数 19名 ・ 日常自立支援事業利用者数 5名	・ 制度利用率 13% ・ 受講者数 21名 ・ 日常自立支援事業利用者数 8名
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	

(4) 成年後見制度の利用が困難な方への支援

数値等目標		
現状	中間	最終
申立て・利用が困難な人の状況整理、課題把握	申立て・利用が困難な人への支援方法の検討	支援の実施
主な所管部署等	町地域包括支援センター、町社協	